

知っ得! 身近なベトナム税務

親会社には黙っておきたいゴルフ会員権の税務

(第 4 回)

ベトナム駐在員にとってゴルフはかけがえのない社交の場であり、心と体の健康を保つのに最適な活動だと私は思っていますが、ベトナムの税務署には全くそのような考えはないようです。今回は、ゴルフプレーフィーやゴルフ会員権代を会社が負担した場合の税務上の扱いについて取り上げます。

ゴルフに全く理解のないベトナム税務

ゴルフプレーフィーや会員権代を会社が負担した場合、事業に関連の無い費用ということで、損金(法人税計算における費用)として認められない可能性が高いです(ここで可能性が高いという表現を使ったのは、2014 年から駐在員に対する福利厚生費として損金として認められる可能性が若干ながら出てきたためです)。

また、会社が負担したゴルフ関連費用は、駐在員の所得税計算の際に課税所得に含めなければなりません。

損金にならないわ、所得税は課されるわで、ベトナムはゴルフに対して踏んだり蹴つたりの税制です。

ちなみに、どうせ損金計上しないのであればレッドインボイスを取得する必要はないので、ゴルフ代を会社で負担してもレシートだけもらえばいいということになります。

会員権の金額の 1.7 倍以上のコスト

会社でゴルフ会員権を購入すると、会計上は固定資産として計上し、30 年や 50 年といったゴルフ会員権の有効期間にわたって減価償却します。前述の通り、その減価償却費は税務上の費用として認められない可能性が高いです。また、通常会員権を購入すると 1 枚以上は記名式になりますが、記名式の会員権の毎月の減価償却費は、名前を明記された駐在員個人の課税所得になります。

ゴルフ会員権を購入する際の実際のコストを考える上では、会員権代だけでなく、損金として認められないことによるコストと、所得税を課されることによるコストも考慮すべきでしょう。

2016 年以降ベトナムの法人税率は 20% であるため、損金として認められないコストは会員権代の 20% として考えられます。

次は所得税ですが、多くの駐在員は個人所得税を会社で負担しているため、会員権の減価償却費は手取り所得に加算され、グロスアップ計算の対象になります。計算は少々複雑なため割愛しますが、償却費の 5 割強の個人所得税が課されます。

損金不算入で 2 割、個人所得税で 5 割強ということは、会社で会員権を購入する際の実際のコストはその 1.7 倍以上ということになってしまうのです。

私の趣味がゴルフということもあり、ゴルフ会員権の税務は日頃からよく質問されるので、今回思い切って取り上げることにしました。たしかに税務的には不利なゴルフ会員権購入ですが、ベトナム、特にホーチミンは主要なゴルフ場は会員でないとなかなか予約が取れない状況であることや、固定資産計上されるので購入した年の損益にあまり影響しないということを考えると、会員権購入は税務のデメリットを上回る大きなメリットがあるのではと個人的には思います。この記事が駐在員ゴルフ愛好家の皆様のゴルフライフの妨げにならないことを願ってやみません。

< 筆者紹介 >

實原 享之(じつはら たかゆき)

I G L O C A L パートナー。神戸大学工学部建設学科卒業。不動産事業会社にて営業と経理を経験後、米国公認会計士試験に合格し、2009 年より I G L O C A L に入社。2010 年に、日本人としては 4 人目となるベトナム公認会計士試験合格。ゴルフ歴 2 年半。新品のクラブセットを購入し、半年間週 1 でレッスンに通い、満を持してデビューした初ラウンドのスコアがなんと 179。その際に一緒に回ってくれた方々とキャディーさんが最後まで笑顔で応援してくれたことでゴルフを辞めずに済み、以来そのキャディーさんを指名し続ける。現在自称アベレージゴルファー。